

## 学童保育について

**Q** 現在、公設公営の学童保育所では、保育時間が夕方6時までとなっています。しかし、市外に勤める人も多く、「午後6時に子どもの迎えが間に合わない」との声があがっています。公営学童保育所でも民営学童保育所のように30分から1時間の保育時間の延長が実施できないでしょうか。

**A** 八潮市立学童保育所条例第4条に「学童保育所の保育時間は、放課後から午後6時までとする」と規定されています。しかし、午後6時までの迎えに間に合わないような場合には、柔軟に保護者がお子様を

池谷 和代

お迎えにくるまで、指導員が責任をもって児童の保育にあたっています。開設時間の延長については、指導員の勤務体制の見直しや、防犯などの運営上の課題等もあるので、今後の状況を見極めながら、適切な運営に努めてまいります。



## 学校敷地内全面禁煙実施について

**Q** 草加市では、小中学校の「敷地内全面禁煙」を9月から実施するため、準備中と伺いました。

**A** 八潮市では3校で実施されていますが、市教育委員会の考えは、実施するかどうかは各学校長の考えを尊重するとしています。

健康増進法施行後、公の施設での禁煙が加速する中、教育の場でこそ全面禁煙を実施すべきだと思います。施設内全面禁煙の統一した見解を出すべきだと思いますが、学校教育の責任者としての教育長のお考えを伺います。

矢澤 江美子

**A** 既に実施している大曾根小、大原小、潮止中に加え、この9月より大瀬小で、平成18年度から、八條小、潮止小、松之木小で実施を計画しています。

また、八條北小でも現在検討中です。教育委員会としても、敷地内全面禁煙に向けて、校長会を通し指導しているところで、小中学校の校庭等を利用する団体については、学校体育施設開放運営協議会を通して、平成16年度より、学校敷地内全面禁煙を指導しております。

## その他の一般質問事項

平成17年第3回定例会で行われたその他の一般質問事項については、次のとおりです。

- ▼地域協議会について
- ▼自治会支援について
- ▼ISO14001の推進について
- ▼雇用対策について
- ▼放置自転車の有効利用について
- ▼南部地区内の通学路の安全対策について
- ▼消防団について
- ▼防犯対策について
- ▼税務行政と市の施策について
- ▼道路行政について
- ▼公園維持管理について
- ▼八潮市ファミリーサポートセンターについて
- ▼市道路線について
- ▼八潮駅について
- ▼人口呼吸用マスクについて
- ▼地域包括支援センターについて
- ▼富士

珉瑯工業(株)跡地の開発指導について

▼地下鉄8号線の開通見通しについて

▼検診について

▼コミュニティバスについて

▼学童保育所の指定管理者制度への移行について



## ●第3回定例会日程●

7月26日	<b>本 会 議</b> 開会、開議、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸報告、議案第63号～96号までの上程及び提案理由の説明
8月3日	<b>本 会 議</b> 総括質疑（議案に対する質疑）、議案の委員会付託
4日	<b>総務文教常任委員会</b>
5日	<b>建設水道常任委員会</b>
8日	<b>民経消防常任委員会</b>
9日	<b>本会議（一般質問）</b>
10日	<b>本会議（一般質問）</b>
11日	<b>本会議（一般質問）</b>
12日	<b>本 会 議</b> 委員会報告、質疑、討論、採決、八潮市農業委員会委員の推薦について、彩の国さいたまづくり広域連合議会議員の選挙、追加議案（議第8号議案～議第10号議案まで）の上程及び提案理由の説明、質疑、討論、採決、閉会

## 議会を傍聴しましょう

本会議及び委員会は、どなたでも傍聴することができます。

定例会は、毎年3月、6月、9月、12月の4回開催されます。ただし、議員の改選時などは、開催月を繰り上げ、又は繰り下げる場合があります。

傍聴は、市議会の活動にふれることのできる身近な方法ですので、ぜひ傍聴してください。

### ●本会議の傍聴

本会議場の傍聴席は、記者席4席、一般席42席があります。

傍聴を希望される方は、傍聴受付簿に住所・氏名

を記入し、傍聴者入口から傍聴席に入ります。

### ●委員会の傍聴

委員会の傍聴できる人数は、10人までです。

なお、傍聴の手続きは、本会議と同様です。

### ●傍聴する際の注意事項

傍聴する際は、拍手をしたり騒ぎ立ててはいけません。また、傍聴される方は、傍聴席において写真、映画等の撮影又は録音等を行うことができません。

【平成17年第3回定例会の傍聴者数35名】

## 議員からの寄附は、罰則をもって禁止されています!!

議員（候補者等を含む）が、お祭り・運動会・親睦旅行会・会合等の行事や、入学式・卒業式の行事に対し、寄附・お祝い・差し入れ等をする場合は、公職選挙法により、議員資格剥奪の罰則をもって禁止されています。

また、受け取った人も罰せられます。

個人に対しても、お祝い金（入学・卒業等）・贈り物（お歳暮・中元等）をすることも、同様に禁止されています。

なお、例外的に罰せられない行為として、議員本人が持参する結婚式のお祝い・香典があります。

市民の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

